

森林整備活性化資金利子補給金（拡充）

1. 趣 旨

森林整備活性化資金は、森林所有者の経営意欲を喚起しつつ、高性能林業機械化に対応し得る森林施業規模の集積を通じて、森林の整備及びその担い手の育成・強化を図ることを目的としている。

一方、森林整備の意欲の低下等が顕著になっている現在、森林所有者等による森林整備を確保していくために、森林の経営が業として成り立つように、採算性を向上させることが不可欠である。

採算性の向上のためには、施業の集約化・団地化により、意欲がありかつ収入を林業に依存している経営体・事業体の育成や路網、高性能林業機械等の基盤の整備を推進していく必要があることから、森林整備活性化資金の貸付内容を拡充し、施業の集約化等に向け金融面からの支援措置を講じるものである。

2. 事業内容

森林整備活性化資金の寄託資金として借入を行う独立行政法人農林漁業信用基金に対し、民間金融機関から当該借入金に対する利子補給を行う。また、平成18年度においては、森林整備活性化資金の貸付条件を改定するとともに貸付枠を拡充する。

(1) 条件改定

森林整備活性化資金の貸付限度額の特例の対象資金に施業転換資金を加える

	現 行			拡 充	
	一般	特例		一般	特例
(施業転換資金)	2/7、	-	→	2/7、	1/2

(2) 貸付枠

貸付枠 38億円 (32億円)

3. 事業実施主体

独立行政法人農林漁業信用基金

4. 補助率

定額

5. 事業実施期間

平成15年度～

6. 平成18年度概算決定額

129,430千円 うち過年度分 61,030千円 当該年度分 68,400千円
(102,894千円 うち過年度分 45,294千円 当該年度分 57,600千円)

(林野庁 林政部 企画課)